三百四十四　北九州東部漁業協同組合　福岡県北九州市小倉南区大字吉田二千七百七十八番地の二
平成二十年六月
三百四十五　大分県農業協同組合　大分県大分市大字羽屋六百番地の十　平成二十年六月
三百四十六　津軽みらい農業協同組合　青森県平川市本町北柳田二十三番地八　平成二十年七月
三百四十七　湯浅湾漁業協同組合　和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三千二十九番地　平成二十年七月
三百四十八　ひとよし土地改良区　熊本県人吉市瓦屋町二千三百六十三番地の二　平成二十年七月
三百四十九　北薩森林組合　鹿児島県薩摩郡さつま町虎居五千二百二十二番地一　平成二十年七月
三百五十　岩手中部土地改良区　岩手県北上市藤沢十九地割百二十四番地六　平成二十年八月
三百五十一　株式会社ＪＡ静岡市やすらぎセンター　静岡県静岡市葵区岳美十五番六十五号　平成二十年九月
三百五十二　高岡町土地改良区　宮崎県宮崎市高岡町内山二千八百八十七番地　平成二十年九月
三百五十三　富山県西部森林組合　富山県南砺市荒木千二百三十番地　平成二十年十月
三百五十四　有田箕島漁業協同組合　和歌山県有田市宮崎町二千四百五番地　平成二十年十月
三百五十五　二ツ井町土地改良区　秋田県能代市二ツ井町切石字山根七十三　平成二十年十一月
三百五十六　青森農業協同組合　青森県青森市大字羽白字富田百九十番地四　平成二十年十二月
三百五十七　伊佐市山野十曽土地改良区　鹿児島県伊佐市大口山野四千二百一番地二　平成二十年十二月
三百五十八　迫川上流土地改良区　宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西四番地　平成二十一年一月
三百五十九　益子町土地改良区　栃木県芳賀郡益子町大字益子千九百九十四番地五　平成二十一年一月
三百六十　都賀町土地改良区　栃木県下都賀郡都賀町大字家中五千九百七十六番地一　平成二十一年一月
三百六十一　上越市漁業協同組合　新潟県上越市大字黒井二千九百十二番地　平成二十一年一月
三百六十二　三原市漁業協同組合　広島県三原市古浜一丁目十一番一号　平成二十一年一月
三百六十三　そらち南農業協同組合　北海道夕張郡栗山町中央三丁目百四番地　平成二十一年二月
三百六十四　南魚沼土地改良区　新潟県南魚沼市六日町九百四十九番地六　平成二十一年二月
三百六十五　宗谷南農業協同組合　北海道枝幸郡枝幸町本町百五十六番地　平成二十一年三月
三百六十六　北宗谷農業協同組合　北海道天塩郡豊富町字豊富停車場通八番地　平成二十一年三月
三百六十七　湯沢市中央土地改良区　秋田県湯沢市関口字道地二十六番地　平成二十一年三月
三百六十八　かごしま中央農業協同組合　鹿児島県鹿児島市堀江町十九番一号　平成二十一年三月
三百六十九　道東あさひ農業協同組合　北海道野付郡別海町別海西本町四番地　平成二十一年四月
三百七十　古宇郡漁業協同組合　北海道古宇郡泊村大字泊村四十九番地三十六地先漁港埋立地　平成二十一年四月
三百七十一　八戸農業協同組合　青森県八戸市大字尻内町字内矢沢二番地五　平成二十一年四月
三百七十二　ぜんぎょれん食品株式会社　宮城県塩竈市新浜町一丁目十九番二十六号　平成二十一年四月
三百七十三　東根市土地改良区　山形県東根市大字野川二千七十四番地九十三　平成二十一年四月
三百七十四　思川西部土地改良区　栃木県小山市大字中里八百七十番地　平成二十一年四月
三百七十五　中越よつば森林組合　新潟県長岡市雲出町字前田四千四百二十一番地　平成二十一年四月
三百七十六　柏崎土地改良区　新潟県柏崎市三和町八番十九号　平成二十一年四月
三百七十七　中能登森林組合　石川県羽咋市柴垣町十字百五番地　平成二十一年四月
三百七十八　能登森林組合　石川県鳳珠郡穴水町字麦ケ浦十七字五番地　平成二十一年四月
三百七十九　クレイン農業協同組合　山梨県都留市田原一丁目二番三号　平成二十一年四月
三百八十　いずみの農業協同組合　大阪府岸和田市別所町三丁目十三番地二十号　平成二十一年四月
三百八十一　西条市漁業協同組合　愛媛県西条市樋之口字梅ヶ須賀四百四十五番地一　平成二十一年四月
三百八十二　高知東部森林組合　高知県安芸郡北川村大字野友甲千五百六十三番地三　平成二十一年四月
三百八十三　玉名市土地改良区　熊本県玉名市繁根木百六十三番地　平成二十一年四月
三百八十四　うわうみ漁業協同組合　愛媛県宇和島市築地町二丁目六番地二十三号　平成二十一年六月
三百八十五　ごしょつがる農業協同組合　青森県五所川原市大字野里字奥野百番地　平成二十一年七月

○農林水産省告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字上山七三〇の三、七三〇の四、加茂郡白川町下佐見字小峠二七七〇、東白川村五加字薯蕷三三五七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上山七三〇の三・七三〇の四・字小峠二七七〇・字薯蕷三三五七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市山口四七一の七九、揖斐郡揖斐川町春日川合字白平三二三〇の一、字高畑四三九六の一から四三九六の四まで、加茂郡東白川村神土字捨薙一二八二から一二八七まで、一三〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに中津川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六七の一（次の図に示す部分に限る。）、下呂市萩原町跡津字城洞一六一四、一六一五、一六一八、一六一九、一六二一の一、一六二一の四、一六二一の五、一六二一の二九、一六二一の七三から一六二一の八八まで、一六二一の九三、一六二一の九四、一六二二、一六二三、一六二四（次の図に示す部分に限る。）、